

条例素案の検討について

市民意見（パブリックコメント）の反映

別紙資料のとおり、すでに骨子案に盛り込まれている項目や、来年度策定予定の計画において定める施策に対する意見が多く、条例素案へ反映すべき意見は少なかったと思います。

ただし、「高齢者が手軽に文化芸術を楽しめる環境づくり」に関しては、条例素案に盛り込むかを検討する必要があると考えています。

第1回会議意見の反映

第1回会議における意見のうち、条例素案への反映を検討すべき意見は次のとおりです。（後日のヒアリングも含みます）

- ・「自主性」、「文化権（享受する権利）」、「多様性」、「継承と発展」の4つの要素が含まれていることが必要。
- ・「伝統的な文化芸術を継承する」の「伝統的」はどうしても「古典」を連想してしまう。古典以外でも受け継いでいくべき文化芸術はあるので、それを含んだ表現がよい。「先人から受け継いだ〜」、「先人が守り育ててきた〜」など。
- ・「新たな文化芸術を創造」の「創造」は、新しいモノを創るだけでなく、新たな価値の創造（発展）という考え方を示せるような表現がよい。
- ・「子どものための施策推進」はよいことだが、子どもだけに限らず、大人との結びつきで子どもを捉える方が自然ではないか。「市民の役割」に次世代へつなげていく旨を盛り込んでどうか。

その他意見（事務局提案）の反映

条例の制定とあわせて、新しい顕彰制度を創設すべく検討を進めています。これを条例に規定すべきかを検討願います。

これに関しては、次のような意見があります。

- ・新人だけでなく中堅を支えるような仕組みが必要なので、地域のために働く芸術家を育てるような制度になると良い。言い換えれば、地域のために人材（芸術家）をうまく使うこと。そのための顕彰制度になれば良い。
- ・大きな賞を取った人、優秀な人に与えるのではなく（これらは好みや主観で決まる）、地域にどれだけ貢献したかを表彰の基準にするとよい。